平成２６年（フ）第３９５号
埼玉県越谷市南越谷１丁目１番48号　レオパレス南越谷102号
債務者　山下　靖弘
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
大阪府岸和田市中井町３丁目３番19号
債務者　奥野　光朗
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番１―102号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目８番12―106号
債務者　野田　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
大阪府岸和田市岡山町178番地の86
債務者　飯村　嘉美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３８５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―1107号、前住所和歌山県有田郡広川町大字上津木1939番地13
債務者　中村日登美（旧姓湯原）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
大阪府貝塚市脇浜１丁目１番11―403号、前住所大阪府貝塚市石才27番地１パルコート守行201号
債務者　中野　智彦
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
大阪府泉南市男里６丁目12番27号フォレストコートＢ103
債務者　岡　　賢良
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
大阪府和泉市伯太町１丁目11番19―407号
債務者　鶴尾電気こと　鶴尾　政明
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
大阪府岸和田市加守町２丁目10番16号　ハイツ加守Ｂ―102号
債務者　前田　浪子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１９号
大阪府泉佐野市松原２丁目４番92―608号
債務者　高島　敏充
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４６６号
札幌市白石区北郷３条２丁目13番18号
債務者　森本　明美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７１号
札幌市北区屯田９条８丁目３番20―102号
債務者　清水　阿喜
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９１号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番５―903号
債務者　信田　直美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４９３号
札幌市西区山の手１条12丁目10番43―201号
債務者　牧野あおい
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２０号
札幌市北区北28条西７丁目２番25号　フロンティアさいとうＡ201号
債務者　柴田　　壽
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２８号
札幌市中央区宮の森３条６丁目７番８―401号
債務者　高橋　利明
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３１号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番17号　フレスノパーク菊水402号
債務者　渡邉　　忍
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部